

評議員選任・解任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人クロノス保全財団（以下「この法人」という。）の定款の定めに基づき、評議員の選任及び解任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の定数)

第2条 評議員の定数は、定款に定めるところによる。

(選任及び解任の機関)

第3条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、及び次条の定めに基づき選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

(外部委員)

第5条 外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族その他これらの者と特別の関係がある者

(委員会の運営)

第6条 委員会の招集は、理事会の決議に基づき代表理事が行う。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもって行う。

(評議員候補者の推薦)

第7条 委員会に評議員候補者を推薦することができる者は、理事会及び評議員とする。

2 前項の推薦に当たっては、候補者の経歴、推薦の理由その他委員会が必要と認める資料を委員会に提出しなければならない。

(選任の基準)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査のうえ、評議員を選任する。

- (1) この法人の目的及び事業に理解と熱意を有すること
- (2) 公益財団法人の評議員として、その職務を適切に遂行し得る見識を有すること
- (3) 法令に定める欠格事由に該当しないこと

(解任)

第9条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) この法人の名誉を著しく毀損する行為があったとき

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

公益財団法人クロノス保全財団